

実現すれば企業の事務負担が増大も！

男女別の従業員の状況、 有価証券報告書で開示の動き

男女別の「従業員の状況」を有価証券報告書に開示しようとする動きがある。内閣府に設置された女性の活躍状況の資本市場における「見える化」に関する検討会（座長：岩田喜美枝財団法人21世紀職業財団会長）で検討されているものだ。

有価証券報告書での開示は、連結決算導入前の1999年3月期まで行われていたが、企業側からは連結決算となった現在、男女別の従業員の数などを開示するメリットがあるのかといった反対の声が聞こえてくる。

連結決算導入前は男女別で開示していたが……

今回の取組みは、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（平成24年6月22日女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定）（下記参照）および日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）に基づくもの。女性が企業で活躍する指標等の1つとして有価証券報告書での男女別の従業員の状況の開示が検討課題に挙がっているものである。

連結決算導入前の1999年3月期までは有価証券報告書における「従業員の状況」において、従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額などの男女別の開示が行われていた（表1参照）。

連結決算が導入された2000年3月期からは従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額を有価証券報告書に開示するものの、男女別の表示はない（表2参照）。ただし、連結によるセグメント別従業員数については開示が行われている。

女性の管理職比率などの開示を検討

今回の検討会では、まだ詳細は決まっていないものの、全従業員の男女比率や女性の管理職比率などを開示することが検討されている模様だ。

しかし、企業側からはすでに反対の声が挙がっている。連結ベースでのデータは把握していない企業が多いほか、単体ベースで開示

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（一部抜粋）

○女性の活躍促進の「見える化」総合プランの策定・推進

消費者、就職希望者、市場関係者に対し、企業の女性の活躍状況の可視化を促進する取組を「見える化」総合プランとして2012年末までに策定【厚労省(取りまとめ)、経済産業省、文部科学省、内閣府、金融庁】
・女性の活躍状況の「見える化」に向け、企業の女性活躍に関する指標等の公表に係る資本市場における企業の取組を促す方策について、例えば有価証券報告書や取引所のガイドライン、IR資料など公表方法の在り方を含め、2012年中に総合的な検討を行う【内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省】

【表1】有価証券報告書の開示（昭和28年～平成11年の「従業員の状況」）

（1）従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額（例）

	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
男子職員	494(人)	39.8(歳)	16.2(年)	571,764(円)
女子職員	179	33.6	12.0	356,385
合計又は平均	673	38.5	15.3	514,479

※従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額を男女別に表示。

（2）労働組合の状況

.....

【表2】有価証券報告書の開示（現在の「従業員の状況」）

（1）連結会社の状況

.....

（2）提出会社の状況

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均給与月額(円)
673	38.5	15.3	514,479

※男女別の表示なし（連結によるセグメント別従業員数表示あり）

（3）労働組合の状況

.....

することに投資家にとってどのようなメリットがあるのかといった疑問があるからだ。

また、女性が進出しづらい業種もあり、数字だけが一人歩きする可能性が懸念される。加えて監査対象になるのかといった問題も指摘されている。

検討会では今年12月にも報告書を取りまとめる予定。仮に有価証券報告書への開示が

決まれば、内閣府令で改正が行うことができるため、早ければ平成25年3月期から開示するという可能性も否定できない。

そうなれば、平成22年3月期の役員報酬等、平成24年3月期の社外取締役等の開示に引き続き、企業にとっては期末日直前での改正で事務負担が増大するのは確実だ。今後の検討会の動向が注目される。

海外での女性活躍の促進策、補助金や税の優遇措置も

女性の活躍を促進させるための施策については、諸外国でも多くの取組みが行われている。特に取締役等への女性の登用を促している国は多い。たとえば、フランスでは、上場企業に対して2017年までに40%まで女性の登用を求めている。また、英国では、FTSE100（ロンドン証券取引所上場企業のうち時価総額の上位100社）の企業を対象に、取締役の女性の割合を2015年までに25%とするよう推奨。証券市場での開示を求めている。

政府が補助金を給付する国も多くある。ドイツでは、企業内保育所を設置した企業に、保育運営費の50%を助成。韓国では、出産、育児などで退職した女性を6か月以内に再雇用した場合に助成金が給付される。そのほか、英国やドイツ、フランスでは、税制上の優遇措置も講じている。なお、男女別データの作成、報告をしている国としては、韓国やオーストリアがあるが、制度的に有価証券報告書で開示している国はないのが現状だ。